○浜田市商業支援事業補助金交付要綱

平成17年10月1日告示第52号

改正

平成18年12月1日告示第175号
平成23年5月27日告示第105号
平成24年3月30日告示第69号
平成25年3月29日告示第53号
平成26年3月31日告示第61号
平成26年9月30日告示第150号
平成27年3月31日告示第63号
平成28年3月31日告示第71号
平成29年3月22日告示第36号
令和元年6月28日告示第31号
令和2年5月25日告示第115号
令和3年4月30日告示第117号
令和4年4月28日告示第99号
令和5年4月21日告示第75号
令和7年5月14日告示第88号
令和8年3月31日告示第49号

浜田市商業支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条　この告示は、商業機能の維持、向上等に取り組む者に対し、その事業実施に要する費用の一部を補助することにより、地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与することを目的とし、その補助金の交付に関しては、島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月17日中小第1034号）及び浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であって、原則として市内に主たる事務所を置く者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア　一の大企業者（中小企業基本法第2条第1項に掲げる者以外の者であって事業を営むものをいう。以下同じ。）が、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を所有し、又は出資している者

イ　複数の大企業者が、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有し、又は出資している者

ウ　大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(2)　商工会議所　商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

(3)　商工会　商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。

（補助対象事業）

第3条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、浜田市起業等計画認定審査会において認定を受けている起業の計画に係る事業であって、市内において開業をし、市内商業機能の維持及び向上に資するもの（以下「小売店等開業支援事業」という。）とする。

（補助金額等）

第4条　補助対象者、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表のとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

2　前項の規定にかかわらず、補助対象者（当該補助対象者が法人その他の団体の場合は、その代表者）が若者（補助金の交付の申請をする日において39歳以下の者をいう。）である場合は、別表中「200万円」とあるのは、「230万円」とする。

（交付申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1)　浜田市起業等計画認定通知書の写し

(2)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助の可否を決定し、商業支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第7条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、商業支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2　前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（補助事業者の代表者等の変更）

第8条　補助事業者は、補助事業者の代表者、組織又は商号が変更となったときは、商業支援事業補助金変更届（様式第4号）を当該変更となった日から90日以内に市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条　補助事業者は、9月30日現在における当該申請に係る事業の遂行状況について、商業支援事業遂行状況報告書（様式第5号）を10月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

(1)　9月1日以後に交付決定を受けた者

(2)　9月1日から10月31日までの間に事業が完了した者

(3)　既に実績報告をした者

2　補助事業者は、開店した月から1年間、商工会議所又は商工会の経営指導員から指導を受け、その状況を指導状況報告書（様式第5号の2）により四半期ごとに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条　補助事業者は、当該申請に係る事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに商業支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　収支決算書

(2)　事業の経過若しくは成果を証する書類又は写真

(3)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、商業支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（交付請求等）

第12条　補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2　補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、商業支援事業補助金交付請求書（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条　市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者に対し、その決定を取り消し、補助金の返還を命ずるものとする。

（帳簿の備付）

第14条　補助事業者は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2　補助事業者は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第15条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜田市商業活性化支援事業補助金交付要綱（平成14年浜田市告示第70号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成18年12月1日告示第175号）

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

附　則（平成23年5月27日告示第105号）

この告示は、平成23年5月27日から施行する。

附　則（平成24年3月30日告示第69号）

（施行期日）

1　この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）
2　この告示による改正後の浜田市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成25年3月29日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月31日告示第61号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成26年9月30日告示第150号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附　則（平成27年3月31日告示第63号）

（施行期日）
1　この告示は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この告示による改正前の浜田市商業活性化支援事業補助金交付要綱（以下「旧告示」という。）の規定により、平成26年度において空店舗対策事業に係る補助金の交付を受けた者については、旧告示（補助対象事業及び補助金額等に係る部分については、空店舗対策事業に係る部分に限る。）は、この告示の施行の日以後も、なおその効力を有する。

附　則（平成28年3月31日告示第71号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成29年3月22日告示第36号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（令和元年6月28日告示第31号）

この告示は、令和元年6月28日から施行し、改正後の浜田市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附　則（令和2年5月25日告示第115号）

（施行期日）
1　この告示は、令和2年5月25日から施行する。
（経過措置）
2　この告示による改正後の浜田市商業活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
3　この告示による改正前の浜田市商業活性化支援事業補助金交付要綱（以下「旧告示」という。）の規定により、令和元年度において小売店等持続化支援事業に係る補助金の交付決定を受けた者については、旧告示の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

附　則（令和3年4月30日告示第117号）

（施行期日）
1　この告示は、令和3年4月30日から施行する。
（経過措置）
2　この告示による改正後の浜田市商業支援事業補助金交付要綱別表の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金につい

ては、なお従前の例による。

附　則（令和4年4月28日告示第99号）

この告示は、令和4年4月28日から施行する。

附　則（令和5年4月21日告示第75号）

（施行期日）

1　この告示は、令和5年4月21日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の浜田市商業支援事業補助金交付要綱別表の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和7年5月14日告示第88号）

この告示は、令和7年5月14日から施行する。

附　則（令和8年3月31日告示第49号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助金額	補助限度額
小売店等開業支援事業	日本標準産業分類大分類における小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業に係る開店計画を有する中小企業者又は個人	改修費、備品購入費、家賃（開店した月から起算して14月の範囲内で、12月分に限る。）及び広告宣伝費	補助対象経費の1／2以内の額	200万円（家賃に対する補助にあっては、1月につき10万円）

備考

1　補助対象者は、市税を滞納している者を除く。

2　補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

3　補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。